

# 太平洋セメント(株)太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設計画の環境影響評価書に係る確定通知について

平成14年12月18日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

当省は、太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備の環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、太平洋セメント(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

このため、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付し、確定通知を受けた太平洋セメント(株)は高知県知事、高知市長に対し評価書を送付するとともに、公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる、

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書提出	平成11年 8月30日
住民等意見の概要提出	平成11年10月20日
知事意見提出	平成12年 1月19日
通商産業大臣勧告	平成12年 2月24日
環境影響評価準備書提出	平成13年12月12日
住民等意見の概要提出	平成14年 2月12日
知事意見提出	平成14年 6月11日
環境大臣意見提出	平成14年 8月 9日
経済産業大臣勧告	平成14年 9月6日
環境影響評価書届出	平成14年11月22日

問合せ先：原子力安全・保安院 電力安全課 鈴木正幸、伊藤  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)